

特定非営利活動法人 あきた花咲く教師カネット 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あきた花咲く教師カネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を秋田県北秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県内の教育関係者、保護者及び児童生徒等に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、授業技量及び教育技術向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 授業技量及び教育技術向上のための研修会事業
- ② 子ども体験教室事業
- ③ 秋田県五色百人一首大会事業
- ④ 教育・子育てに係る情報提供サービス事業
- ⑤ 教育・子育てに係る調査研究、情報収集及び提供事業
- ⑥ 教育・子育てに係る会報及び出版物の発行事業
- ⑦ 障がい者雇用拡充に関する事業
- ⑧ 健康に関する実践的な情報・サービス提供事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 理事会で承認した者

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を2人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用の支弁)

第19条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任及び職務
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) 会費の額

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14

日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑 則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	間 嶋 祐 樹
副理事長	村 上 弥

理事	吉	田	義	章
同	齊	藤	瑞	子
同	高	橋	大	輔
監事	佐	藤	康	裕
同	野	呂	俊	二

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず次に上げる額とする。

正会員	な	し
賛助会員	な	し
特別会員	な	し

令和7年度の事業計画書

令和7年 4月1日 から 令和8年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人あきた花咲く教師力ネット

1 事業実施の方針

- ・教職員には授業技量向上のための具体的な方法や発達障害への子どもたちへの具体的な接し方などの手助けとなるような情報提供を行う。
- ・参加する児童、園児は活動の満足感をもたせ、参観する保護者等にも有益な子育てのヒントとなるような子どもへの接し方を提供できるようにする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
授業技量及び教育技術向上のための研修会事業	・小中学校の教員を対象とした教育技術及び役立つ授業情報等の提供をセミナー形式で行う。	(A) 5月24日 (B) 湯沢市文化交流センター (C) 4	(D) 教職員 (E) 20	20
子ども体験教室事業	・小学生対象の子ども体育教室を実施	(A) 5月24日 (B) 湯沢市文化交流センター (C) 4 (A) 6月7日 (B) 大館市中央公民館 (C) 4 (A) 6月14日 (B) 湯沢市広域交流センター (C) 4 (A) 6月22日 (B) 北秋田市ふれあいプラザコムコム (C) 4 (A) 7月5日 (B) 北秋田市ふれあいプラザコムコム (C) 4	(D) 小学校1年～6年 (E) 115	401

子ども体験教室事業	・幼稚園・保育園の年長児を対象とした小学校体験教室を実施。	(A)11月14日 (B)秋田市文化創造館 (C)5 (A)12月6日 (B)八戸市YSアリーナ八戸 (C)4 (A)12月13日 (B)秋田市アトロン (C)4 (A)12月14日 (B)弘前市泉野コミュニティセンター (C)4 (A)12月20日 (B)八戸市YSアリーナ八戸 (C)4	(D)幼稚園・保育園の年長児 (E)100	485
秋田県五色百人一首大会事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る情報提供サービス事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る調査研究、情報収集及び提供事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る会報及び出版物の発行事業	当該年度予定なし			
障がい者雇用拡充に関する事業	当該年度予定なし			
健康に関する実践的な情報・サービス提供事業	当該年度予定なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人あきた花咲く教師カネット

1 事業実施の方針

- ・教職員には授業技量向上のための具体的な方法や発達障害への子どもたちへの具体的な接し方などの手助けとなるような情報提供を行う。
- ・参加する児童、園児は活動の満足感をもたせ、参観する保護者等にも有益な子育てのヒントとなるような子どもへの接し方を提供できるようにする。
- ・障がい者雇用につながる情報や仕事を探し、秋田県内の就労支援を行う事業所等につなげられるように情報提供を行う。
- ・健康問題に関する意識を高めるような活動を行い、具体的に健康状態が向上するような知識や情報、サービスを提供できるようにする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
授業技量及び 教育技術向 上のための 研修会事業	・小中学校の教員を対象とした教育技術及び役立つ授業情報等の提供をセミナー形式で行う。	(A) 5月 (B) 湯沢市 (C) 4	(D) 教職員 (E) 20	20
子ども体験教 室事業	・小学生対象の子ども体育教室を実施	(A) 5月 (B) 湯沢市 (C) 4 (A) 6月 (B) 大館市 (C) 4 (A) 6月 (B) 横手市 (C) 4 (A) 6月 (B) 北秋田市 (C) 4 (A) 7月 (B) 北秋田市 (C) 4	(D) 小学校1年 ～6年 (E) 100	450

子ども体験教室事業	・幼稚園・保育園の年長児を対象とした小学校体験教室を実施	(A) 11月 (B) 秋田市 (C) 5 (A) 12月 (B) 八戸市 (C) 4 (A) 12月 (B) 秋田市 (C) 4 (A) 12月 (B) 弘前市 (C) 4 (A) 12月 (B) 八戸市 (C) 4	(D) 幼稚園・保育園の年長児 (E) 100	500
秋田県五色百人一首大会事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る情報提供サービス事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る調査研究、情報収集及び提供事業	当該年度予定なし			
教育・子育てに係る会報及び出版物の発行事業	当該年度予定なし			
障がい者雇用拡充に関する事業	・市役所等、行政、民間企業を中心に障がい者雇用に関する情報提供	(A) 4月～3月 (B) 秋田市・北秋田市・能代市・由利本荘市	(D) 市長や各課の職員・民間企業の各担当等 (E) 30	100
健康に関する実践的な情報・サービス提供事業	・健康に関する情報提供サービス	(A) 4月～3月 (B) 秋田県全域	(D) 健康に関する知識を高めたい人等 (E) 100	200

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書」

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人あきた花咲く教師力ネット
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	886,000		
4 事業収益		886,000	
研修会事業収益			0
5 その他収益			0
経常収益計			886,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	300,000		
謝金	456,000		
通信費	100,000		
その他経費計	906,000		
事業費計		906,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			906,000
当期経常増減額			△ 20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△ 20,000
前期繰越正味財産額			34,682
次期繰越正味財産額			14,682

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「翌事業年度の活動予算書」

令和8年度 活動予算書
 令和8年 4月1日 から 令和9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人あきた花咲く教師カネット
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費		0	
2 受取寄附金		0	
3 受取助成金等 受取民間助成金	950,000	950,000	
4 事業収益 研修会事業収益	0		
障害者雇用拡充に関する事業	120,000		
健康に関する事業	200,000	320,000	
5 その他収益		0	
経常収益計			1,270,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	467,000		
謝金	600,000		
コンサル代	133,000		
その他経費計	1,270,000		
事業費計		1,270,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,270,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			14,682
次期繰越正味財産額			14,682

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。